



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人資源リサイクルネットワーク長野
- 3 代表者の氏名
田邊寛樹
- 4 主たる事務所の所在地
上田市問屋町244番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、地方公共団体、各種法人に対して、資源リサイクル及び環境の保全に関する事業を行い、資源の有効利用やゴミの削減に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成23年10月3日、北佐久郡御代田町による入細久保地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成23年10月24日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

農地整備課

公告

平成23年10月11日、伊那市による小原井地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成23年10月24日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

農地整備課

公告

伊那市による伊那西部地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年10月24日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し

- (2) 土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成23年10月25日から11月22日まで
- 3 縦覧の場所
伊那市役所

農地整備課

公告

上伊那郡辰野町による伊那西部地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年10月24日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成23年10月25日から11月22日まで
- 3 縦覧の場所
上伊那郡辰野町役場

農地整備課

公告

上伊那郡箕輪町による伊那西部地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年10月24日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成23年10月25日から11月22日まで
- 3 縦覧の場所
上伊那郡箕輪町役場

農地整備課

公告

上伊那郡南箕輪村による伊那西部地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年10月24日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成23年10月25日から11月22日まで

3 縦覧の場所

上伊那郡南箕輪村役場

農地整備課

公告

松本市薄川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年10月24日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理事

新任

氏名	住所
柳澤 一 則	松本市大字里山辺4686番地
横内 弘	松本市大字里山辺4881番地イ-2
小岩井 純	松本市大字里山辺4381番地
武井 準 司	松本市大字里山辺3032番地
豊島 泉	松本市大字里山辺3719番地1
池野 芳 夫	松本市大字里山辺2893番地
金井 清 水	松本市大字里山辺2611番地
田村 秀 司	松本市大字里山辺1560番地
白木 桂	松本市大字里山辺1249番地
原田 範 久	松本市大字入山辺537番地
小城 一 仁	松本市大字入山辺4791番地
久保田 秀 一	松本市大字入山辺1537番地
大澤 清 志	松本市大字入山辺5261番地
柳澤 博	松本市大字入山辺4771番地
百瀬 利 治	松本市大字入山辺3419番地

重任

氏名	住所
西村 憲太郎	松本市大字里山辺3221番地
百瀬 一 夫	松本市大字入山辺3220番地

退任

氏名	住所
柿澤 潔	松本市大字里山辺1787番地2
小岩井 一 孝	松本市大字里山辺4390番地
藤森 慎 司	松本市大字里山辺3006番地
佐々木 順 次	松本市大字里山辺2553番地
花岡 傳	松本市大字里山辺840番地
金字 恵 二	松本市大字里山辺1130番地イ
桜井 貞 寿	松本市大字里山辺3450番地1
丸山 祐 弘	松本市大字里山辺3782番地
大野 君 夫	松本市大字里山辺4982番地
小岩井 淳 次	松本市大字里山辺6454番地
宮坂 惇	松本市大字入山辺204番地
赤羽 貞 一	松本市大字入山辺587番地
新井 君 美	松本市大字入山辺1699番地
木下 勝 人	松本市大字入山辺1413番地
百瀬 忠 男	松本市大字入山辺7018番地
百瀬 伸 司	松本市大字入山辺3395番地

監事

新任

氏名	住所
金字 恵 二	松本市大字里山辺1130番地イ
二木 豊 秋	松本市大字里山辺861番地
宮坂 武 彦	松本市大字入山辺288番地

退任

氏名	住所
百瀬 覚 巳	松本市大字里山辺3147番地4
大輪 金 男	松本市大字入山辺4646番地
早川 正	松本市大字里山辺1223番地

農地整備課

公告

立科土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成23年10月24日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

理事

退任

氏名	住所
寺島 友 和	北佐久郡立科町大字宇山1469番地1

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月24日

長野県千曲建設事務所長 山岸 勸

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
トンネル防災設備等保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から60日間
- (4) 履行場所
主要地方道大町麻績インター千曲線 千曲市坂上トンネル
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

道路管理課

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の防災設備等の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代1881

長野県千曲建設事務所 総務課

電話 026 (273) 1720

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年11月8日(火) 午前10時

イ 場所 長野県千曲庁舎 大会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年11月1日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月24日

長野県飯田養護学校長 中 塚 賢 一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

学習用パーソナルコンピュータ8台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年12月1日から平成28年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県飯田養護学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡喬木村1396-2

長野県飯田養護学校

電話 0265 (33) 3711

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成23年11月14日(月) 午前10時
 イ 場所 長野県飯田養護学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年11月4日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

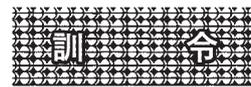
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。



長野県教育委員会訓令第6号

事務局
教育機関

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成15年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から施行します。

平成23年10月24日

長野県教育委員会

第2条第2号中「並びに」を「並びに長野県立中学校条例(平成23年長野県条例第17号)に規定する中学校、」に、「高等学校、」を「高等学校及び」に改める。

保健厚生課

特別支援教育課